

加古川市行財政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や市民のニーズに応えるとともに効率的な行政を確立するため、加古川市行財政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施の推進に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長及び上下水道事業管理者をもって充てる。
- 4 本部員は、加古川市市長会議規程（平成元年訓令甲第7号）第2条第1項に規定するものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ指定された者がその職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本部長は、会議を招集する必要があると認める場合は、本部会議を書面により開催することができる。

(専門委員会)

第6条 本部長は、必要に応じ本部に専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会は、第2条に掲げる専門的事項について、調査研究し、本部会議に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条の2 本部長は、必要に応じ、個別の課題項目毎に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループは、個別の課題項目について、調査研究し、専門委員会に報告するものとする。

(意見等の聴取)

第7条 本部長は、その所掌事務を遂行するため、本部員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、企画部行政経営課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成7年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月5日から施行する。